

## ○交通管制センターの運用に関する訓令

昭和56年3月27日  
県警察本部訓令第5号

交通管制センターの運用に関する訓令を次のように定める。

交通管制センターの運用に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、交通管制センターの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 交通管制センターの名称は、長野県警察本部交通管制センターとし、交通管制センターの位置は、長野市三輪（長野中央警察署内）とする。

（所掌事務）

第3条 交通管制センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- （1）交通管制システムの計画、実施、運用及び保全に関すること。
- （2）交通情報の収集及び提供に関すること。
- （3）交通管制システムの調査及び研究に関すること。
- （4）路線自動感応システムの計画、運用及び保全に関すること。

（指揮監督）

第4条 交通管制官は、交通規制課長の命を受けて交通管制センターの警察職員を指揮監督し、交通管制センターの機能が十分に発揮されるよう努めなければならない。

（電子計算システムの運用管理）

第5条 交通管制センターにおける電子計算システムの運用管理は、長野県警察における警察情報管理システムの運用等に関する訓令（平成23年長野県警察本部訓令第4号）の規定に準じて行うものとする。

（補則）

第6条 この訓令に定めるもののほか、交通管制センターの運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成2年8月7日県警察本部訓令第12号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成2年8月7日から施行する。

附 則（平成11年4月26日県警察本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年11月20日県警察本部訓令第20号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日県警察本部訓令第4号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月11日県警察本部訓令第4号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月28日県警察本部訓令第5号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。